

飯山市国民健康保険運営協議会：次第

日時 平成23年5月23日(月)午後5時～
場所 飯山市役所 3階 第31号会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員、事務局自己紹介

出席委員の報告

4 議 事

(1) 会長及び職務代理者の互選について

(会 長)

(職務代理者)

会議録署名委員指名

(2) 国民健康保険運営協議会について

(3) 飯山市国民健康保険事業の概要について (別冊資料)

(4) 健康保険法施行令の一部改正に伴う飯山市国民健康保険条例の一部改正について ・ 出産育児一時金の額

(5) 地方税法施行令の一部改正に伴う飯山市税条例の一部改正について ・ 国民健康保険税の課税限度額 ・ 国民健康保険税の減額措置

(6) 平成22年度飯山市国民健康保険特別会計決算見込み及び 平成23年度飯山市国民健康保険特別会計予算について

(7) その他

5 閉 会

飯山市国民健康保険運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
被保険者を代表する 委員	藤澤高治	秋津地区	
	出澤重臣	瑞穂地区	
	丸山幸吉	富倉地区	
	服部優一	外様地区	
	米持五郎	岡山地区	
保険医または保険 薬剤師を代表する 委員	清水一輝	飯水医師会	
	小田切弘人	飯水医師会	
	古川賢一	飯水医師会	
	藤巻靖幸	飯水歯科医師会	
	田中まゆみ	飯水薬剤師会	
公益を代表する 委員	丸山榮一	飯山市社会福祉協議会	
	岸田勉	飯山市民生児童委員協議会	
	松永晋一	飯山市区長会協議会	
	小野澤明	飯山商工会議所	
	春日桂子	飯山市保健補導員協議会	

任期 平成23年2月15日 ~ 平成25年2月14日

議事（２） 国民健康保険運営協議会について

1 国民健康保険運営協議会の設置規定

国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 国民健康保険運営協議会の設置の趣旨

国民健康保険事業の運営の適正化を図るためには、被保険者、療養担当者、一般住民それぞれの立場の利害を調整して、事業が円滑に行われるようにしなければならない。

この趣旨から市町村は、国民健康保険運営協議会を設置しなければならない。

国民健康保険事業を真に被保険者のための制度として円滑、かつ、民主的に運営するという見地から、この運営協議会は重要な役割を担うものである。

また、運営協議会の性格は、市町村の執行機関の付属機関です。

3 国民健康保険運営協議会の組織

国民健康保険法施行令（昭和33年12月27日政令第362号）第3条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

委員の定数は条例で定める。

4 国民健康保険運営協議会の委員の任期

国民健康保険法施行令第4条の規定に基づき、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 飯山市国民健康保険運営協議会の委員の定数

委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （１）被保険者を代表する委員 5人
- （２）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （３）公益を代表する委員 5人

6 飯山市国民健康保険運営協議会の所掌事項

飯山市国民健康保険運営協議会規則（昭和51年2月20日規則第6号）第2条の規定に基づき、協議会は次に掲げる次項について審議するものとする。

- （１）一部負担金の負担割合に関する事項
- （２）保険税の賦課方法に関する事項
- （３）保険給付の種類及び内容に関する事項
- （４）保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- （５）直営診療施設に関する事項
- （６）前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

7 飯山市国民健康保険運営協議会委員の費用弁償

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年10月25日条例第39号）第2条の規定に基づき、日額 5,700 円を支給する。

8 飯山市国民健康保険運営協議会の委員選出の内訳

被保険者を代表する委員（5人）

各地区の持ち回りにより各区長会から推薦いただいています。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5人）

飯水医師会、飯水歯科医師会、飯水岳北薬剤師会から推薦いただいております。

公益を代表する委員（5人）

飯山市社会福祉協議会、飯山市民生児童委員協議会、飯山市区長会協議会、飯山商工会
会議所、飯山市保健補導員協議会から代表者を推薦いただいております。

9 飯山市国民健康保険運営協議会の開催状況

国民健康保険事業の「予算」「決算」等について、通常は年1・2回の開催ですが、保険
の改定や医療保険制度の改正等により、必要な都度、開催されます。

飯山市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条・第5条）
- 第4章 保険給付（第6条 第10条）
- 第5章 保健事業（第11条 第13条）
- 第6章 国民健康保険税（第14条）
- 第7章 罰則（第15条 第18条）
- 附則

第1章 市が行う国民健康保険 （市が行う国民健康保険）

第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会 （国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
 - (3) 公益を代表する委員 5人
- （規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

第4条 削除

（被保険者とししない者）

第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第4章 保険給付

（一部負担金）

第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以降であつて70歳に達する日に属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき（同条第4項の収入の額が同項に規定する額未満であるときを除く。） 10分の3

第7条 削除

（出産育児一時金）

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金

として35万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し葬祭費として、3万円を支給する。

（結核給付金）

第10条 被保険者である世帯主が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114条）第37条の2の規定による療養の給付を受けた場合は、当該被保険者に対し結核給付金として、当該被保険者が負担する額（法第52条に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額を含む。）を支給する。

2 前項の規定により支給すべき結核給付金は、保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあつたときは、当該被保険者に対し結核給付金の支給があつたものとみなす。

第5章 保健事業

（保健事業）

第11条 市は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 成人病その他の疾病の予防
- (5) 健康づくり運動
- (6) 栄養改善
- (7) 母子保健
- (8) 診療所
- (9) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付のために必要な事業を行う。

第12条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第13条 被保険者でない者に第11条第1項の保健事業を利用させる場合における使用料については、別に定める。

第6章 国民健康保険税

（国民健康保険税）

第14条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第7章 罰則

（罰則）

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が、正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料を科する。

第17条 市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日

から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。
(条例廃止)
- 2 国民健康保険法の制定に伴う国民健康保険事業の応急措置に関する条例(昭和34年条例第1号) は、廃止する。
- 3 削除 [されている項]
- 4 削除 [されている項]
(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)
- 5 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。

附 則 (昭和35年4月1日条例第11号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和36年10月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年10月15日条例第18号)

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (昭和38年11月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

附 則 (昭和39年4月1日条例第16号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年5月19日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年10月19日条例第57号)

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月28日条例第8号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、第4章第7条の3の次に1条を加える改正規定は、昭和44年4月1日以後の出生に係るものから適用する。

附 則 (昭和45年9月28日条例第28号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月29日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例 (以下「改正後の条例」という。) 第7条の4の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の出産に係る育児手当金から適用し、同日前の出産に係る育児手当金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に出産した被保険者のうち、改正前の飯山市国民健康保険条例 (以下「改正前の条例」という。) 第7条の4の規定により、育児期間が終了していないため、育児手当金の支給を受けられないものについては、施行日に出産したものとみなし、改正後の条例第7条の4の規定を適用する。この場合において、改正前の条例の規定に基づいて被保険者が受けた育児手当金は、改正後の条例の規定による育児手当金の内払とみなす。

附 則 (昭和47年3月30日条例第12号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年12月26日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2の改正規定は、昭和48年1月1日か

ら施行する。

- 2 昭和48年1月1日前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年4月1日以後の出産に係る育児手当金から適用する。

附 則（昭和48年6月27日条例第20号）

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日条例第6号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日条例第7号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月22日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月30日条例第12号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第13号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年4月1日以後の死亡に係る葬祭費から適用する。

附 則（昭和52年9月28日条例第28号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月10日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第8条第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産に係る助産費から適用する。

附 則（昭和54年10月9日条例第31号）

この条例は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月25日条例第31号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月27日条例第30号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月1日条例第13号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年3月1日以後の出産に係る助産費から適用する。

附 則（昭和59年10月1日条例第20号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第15条及び第16条の規定は、昭和60年4月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月19日条例第8号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年3月1日以後の出産に係る助産費から適用する。

附 則（平成4年3月26日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第8条第1項の規定は、平成4年4月1日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。
附 則(平成5年3月18日条例第8号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第9条の規定は、平成5年4月1日以後の死亡に係る葬祭費の支給について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。
附 則(平成6年10月11日条例第23号抄)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、(中略)飯山市国民健康保険条例(昭和34年飯山市条例第8号)の規定は、平成6年10月1日から適用する。
附 則(平成6年10月11日条例第27号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5章の章名の改正規定、第11条から第13条までの改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第6条第2項の規定は、平成6年10月1日以後の療養の給付に係る一部負担金から適用し、同日前の療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第8条の規定は、平成6年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前のお産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
附 則(平成7年6月22日条例第15号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
(飯山市福祉医療特別給付金条例の一部改正)
- 2 飯山市福祉医療費給付金条例(昭和48年飯山市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。
附 則(平成9年9月30日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。(後略)
附 則(平成12年3月27日条例第18号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成13年3月23日条例第8号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成14年9月30日条例第29号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第6条の規定は、施行日以後に療養の給付を受ける被保険者に係る一部負担金について適用し、施行日前に療養の給付を受けた被保険者に係る一部負担金については、なお従前の例による。
(飯山市福祉医療費特別給付金条例の一部改正)
- 3 飯山市福祉医療費特別給付金条例(昭和48年飯山市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号ア中「68歳以上の者」を「68歳以上70歳未満の者」に改め、同号イ中「65歳以上

の者」を「65歳以上70歳未満の者」に改め、同条第3号ウ中「老人保健法対象者」を「70歳以上の者」に改める。

附 則（平成18年9月7日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条第4号の規定は、平成18年10月1日以降の療養の給付に係る一部負担金から適用し、同日前の診療の給付に係る一部負担金は、なお従前の例による。

3 新条例第8条の規定は、平成18年10月1日以降の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯山市国民健康保険条例第8条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月25日条例第20号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

飯山市国民健康保険運営協議会規則

昭和51年2月20日規則第6号

改正 平成6年10月11日規則第20号

飯山市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年飯山市規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）並びに飯山市国民健康保険条例（昭和34年飯山市条例第8号。以下「条例」という。）に定めるものを除くほか、飯山市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- （1） 一部負担金の負担割合に関する事項
- （2） 保険税の賦課方法に関する事項
- （3） 保険給付の種類及び内容に関する事項
- （4） 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- （5） 直営診療施設に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（会長）

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（招集）

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があつたときは、その諮問又は請求があつた日から15日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

（会議）

第5条 協議会は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録）

第6条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

（除斥）

第7条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があつたときは、その会議に出席し、発言することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月11日規則第20号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

議事（４）健康保険法施行令の一部改正に伴う飯山市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い必要な条例改正を行なう。

2 改正の概要

- ・ 出産育児一時金の額を35万円から39万円に引き上げる。（第8条関係）
- ・ 平成23年3月31日までの出産育児一時金の特例措置の規定を削る。（附則第5項）

3 参考事項

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）

（出産育児一時金の金額）

第36条 法第101条の政令で定める金額は、39万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、39万円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

附 則

第7条 削除

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置）

第7条 被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者であった者又は被扶養者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第36条の規定の適用については、同条中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

飯山市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>4 削除</u></p> <p><u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u></p> <p><u>5 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。</u></p>

議事（５）地方税法施行令の一部改正に伴う飯山市税条例の一部改正について

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要な条例改正を行なう。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げに伴う改正（第 151 条、第 159 条）

医療保険分の課税限度額を 50 万円から 51 万円に引き上げる。

後期高齢者支援金分の課税限度額を 13 万円から 14 万円に引き上げる。

介護給付金分の課税限度額を 10 万円から 12 万円に引き上げる。

(2) 国民健康保険税の減額賦課の応益割合基準見直しに伴う改正（第 159 条）

国民健康保険税の減額賦課の応益割合基準が廃止されたことにより、軽減措置を 6・4 割軽減から 7・5・2 割軽減とする。（第 159 条）

3 参考事項

(1) 課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第56条の88の2 法第703条の4第12項に規定する政令で定める金額は、51万円とする。

2 法第703条の4第21項に規定する政令で定める金額は、14万円とする。

3 法第703条の4第30項に規定する政令で定める金額は、12万円とする。

(2) 減額賦課の改正（応益割合に係る基準の廃止）

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）

（国民健康保険税の減額）

第56条の89 法第703条の5に規定する政令で定める金額は、33万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第703条の4第11項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、33万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 法第703条の5に規定する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイから八までに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイから八までに定める割合をに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 10分の5

ハ 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 10分の2

飯山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第151条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合には、基礎課税額は、51万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は14万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合には、介護納付金課税額は、12万円とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第151条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が50万円を超える場合には、基礎課税額は、50万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が13万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は13万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が10万円を超える場合には、介護納付金課税額は、10万円とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円）並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が10万円を超える場</p>

合には、**12万円**)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **7,420円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **8,750円**

(イ) 特定世帯 **4,375円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **3,710円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **4,410円**

(イ) 特定世帯 **2,205円**

オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護給付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,760円**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **4,060円**

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **5,300円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

合には、**10万円**)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,360円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **7,500円**

(イ) 特定世帯 **3,750円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **3,180円**

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 **3,780円**

(イ) 特定世帯 **1,890円**

オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護給付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,080円**

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **3,480円**

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **4,240円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,520円

(イ) 特定世帯 3,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,150円

(イ) 特定世帯 1,575円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,900円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,500円

(イ) 特定世帯 1,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,060円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別

(ア) 特定世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,120円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,520円

(イ) 特定世帯 1,260円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,320円

平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,260 円

(イ) 特定世帯 630 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,360 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,160 円

平成22年度国民健康保険特別会計決算見込 (H23.4.30現在)

単位：円

【歳入】	当初予算額	決算見込額	【歳出】	当初予算額	決算見込額
国民健康保険税	516,600,000	503,605,533	総務費	46,774,000	45,374,022
一般医療現年分	269,000,000	257,557,552	一般管理費	37,278,000	37,996,990
一般介護現年分	53,000,000	46,167,501	連合会負担金	4,174,000	2,643,088
一般医療滞繰分	15,000,000	17,492,012	徴税費	4,849,000	4,733,944
一般介護滞繰分	1,000,000	3,840,960	運営協議会費	473,000	0
一般後期現年分	127,000,000	117,688,283	療養給付費	1,448,000,000	1,412,935,251
一般後期滞繰分	1,000,000	3,967,132	一般被保険者分	1,329,000,000	1,277,409,727
退職医療現年分	27,000,000	28,436,914	退職被保険者分	119,000,000	135,525,524
退職介護現年分	10,000,000	12,680,804	療養費	13,000,000	15,765,906
退職医療滞繰分	500,000	1,069,212	一般被保険者分	12,000,000	14,261,005
退職介護滞繰分	50,000	381,057	退職被保険者分	1,000,000	1,504,901
退職後期現年分	13,000,000	14,056,836	審査支払手数料	5,924,000	5,320,513
退職後期滞繰分	50,000	267,270	高額療養費	170,000,000	166,622,198
督促手数料	150,000	321,700	一般被保険者分	158,000,000	150,623,574
国庫支出金	544,860,000	581,706,615	退職被保険者分	12,000,000	15,998,624
療養給付費等負担金	416,000,000	404,853,939	高額介護合算療養費	7,000,000	0
高額医療費共同事業負担金	12,472,000	11,239,580	一般被保険者分	5,000,000	0
特定健康診査等負担金	1,455,000	1,927,000	退職被保険者分	2,000,000	0
財政調整交付金	113,474,000	162,282,000	出産育児一時金	10,080,000	9,210,000
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	979,000	1,075,096	葬祭費	1,500,000	930,000
出産育児一時金補助金	480,000	200,000	移送費	100,000	0
高齢者医療制度円滑運営補助金	0	129,000	結核給付金	20,000	0
県支出金	99,927,000	96,608,580	後期高齢者支援金等	273,201,000	164,691,031
高額医療費共同事業負担金	12,472,000	11,239,580	支援金	273,160,000	164,655,682
特定健康診査等負担金	1,455,000	1,752,000	事務費拠出金	41,000	35,349
財政調整交付金	86,000,000	83,617,000	前期高齢者納付金等	696,000	343,142
療養給付費等交付金	67,600,000	166,526,103	事務費拠出金	37,000	34,669
前期高齢者交付金	516,200,000	516,555,783	納付金	659,000	308,473
共同事業交付金	320,482,000	256,259,429	老人保健拠出金	4,320,000	4,311,092
高額医療費共同事業交付金	49,888,000	33,252,932	医療費拠出金	4,294,000	4,289,967
保険財政共同安定化事業交付金	270,594,000	223,006,497	事務費拠出金	26,000	21,125
財産収入	100,000	1,454,359	介護納付金	128,509,000	128,061,484
他会計繰入金	90,930,000	91,827,561	共同事業拠出金	320,502,000	272,321,225
保険基盤安定繰入金	43,274,000	48,927,172	高額医療共同事業拠出金	49,888,000	44,958,321
事務費繰入金	30,856,000	30,544,000	その他共同事業拠出金	20,000	0
出産育児一時金繰入金	6,400,000	5,313,326	保険財政共同安定化事業拠出金	270,594,000	227,362,904
財政安定化支援事業繰入金	10,400,000	7,043,063	保健事業費	23,590,000	16,586,345
国民健康保険基金繰入金	304,934,000	30,000,000	基金積立金	100,000	1,454,359
繰越金	100,000	6,964,502	諸支出金	2,817,000	11,895,450
諸収入	4,250,000	7,808,731	保険税還付金	2,550,000	548,300
延滞金	100,000	3,510,757	償還金	2,000	11,322,358
第三者納付金	1,070,000	1,230,830	税還付加算金	260,000	0
返納金	200,000	184,685	指定公費負担医療費返還金	5,000	24,792
健診受診者負担金	2,850,000	1,917,000	予備費	10,000,000	0
指定公費負担金	30,000	116,118			
高額医療共同事業特別交付金	0	849,341			
合 計	2,466,133,000	2,259,638,896	合 計	2,466,133,000	2,255,822,018

収入見込合計額 - 支出見込合計額 = 3,816,878円

平成23年度飯山市国民健康保険特別会計予算

(単位:千円)

【歳入】	本年度	前年度	比較	【歳出】	本年度	前年度	比較
国民健康保険税	485,600	516,600	31,000	総務費	44,496	46,774	2,278
一般医療現年分	251,000	269,000	18,000	一般管理費	37,533	37,278	255
一般介護現年分	47,000	53,000	6,000	連合会負担金	1,700	4,174	2,474
一般医療滞繰分	15,000	15,000	0	徴税費	4,790	4,849	59
一般介護滞繰分	1,000	1,000	0	運営協議会費	473	473	0
一般後期現年分	118,000	127,000	9,000	療養給付費	1,498,000	1,448,000	50,000
一般後期滞繰分	1,000	1,000	0	一般被保険者分	1,351,000	1,329,000	22,000
退職医療現年分	27,000	27,000	0	退職被保険者分	147,000	119,000	28,000
退職介護現年分	12,000	10,000	2,000	療養費	17,500	13,000	4,500
退職医療滞繰分	500	500	0	一般被保険者分	16,000	12,000	4,000
退職介護滞繰分	50	50	0	退職被保険者分	1,500	1,000	500
退職後期現年分	13,000	13,000	0	審査支払手数料	5,972	5,924	48
退職後期滞繰分	50	50	0	高額療養費	175,500	170,000	5,500
督促手数料	150	150	0	一般被保険者分	158,000	158,000	0
国庫支出金	630,209	544,860	85,349	退職被保険者分	17,500	12,000	5,500
療養給付費等負担金	485,592	416,000	69,592	高額介護合算療養費	700	7,000	6,300
高額医療費共同事業負担金	12,000	12,472	472	一般被保険者分	500	5,000	4,500
特定健康診査等負担金	2,619	1,455	1,164	退職被保険者分	200	2,000	1,800
財政調整交付金	128,539	113,474	15,065	出産育児一時金	10,080	10,080	0
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	979	979	0	葬祭費	1,500	1,500	0
出産育児一時金補助金	480	480	0	移送費	100	100	0
県支出金	114,593	99,927	14,666	結核給付金	20	20	0
高額医療費共同事業負担金	12,000	12,472	472	後期高齢者支援金等	307,115	273,201	33,914
特定健康診査等負担金	2,619	1,455	1,164	支援金	307,074	273,160	33,914
財政調整交付金	99,974	86,000	13,974	事務費拠出金	41	41	0
療養給付費等交付金	120,000	67,600	52,400	前期高齢者納付金等	1,137	696	441
前期高齢者交付金	478,315	516,200	37,885	事務費拠出金	37	37	0
共同事業交付金	278,000	320,482	42,482	納付金	1,100	659	441
高額医療費共同事業交付金	48,000	49,888	1,888	老人保健拠出金	382	4,320	3,938
保険財政共同安定化事業交付金	230,000	270,594	40,594	医療費拠出金	360	4,294	3,934
財産収入	100	100	0	事務費拠出金	22	26	4
他会計繰入金	91,189	90,930	259	介護納付金	146,408	128,509	17,899
保険基盤安定繰入金	43,274	43,274	0	共同事業拠出金	278,020	320,502	42,482
事務費繰入金	31,115	30,856	259	高額医療共同事業拠出金	48,000	49,888	1,888
出産育児一時金繰入金	6,400	6,400	0	その他共同事業拠出金	20	20	0
財政安定化支援事業繰入金	10,400	10,400	0	保険財政共同安定化事業拠出金	230,000	270,594	40,594
国民健康保険基金繰入金	323,064	304,934	18,130	保健事業費	25,823	23,590	2,233
繰越金	100	100	0	基金積立金	100	100	0
諸収入	4,350	4,250	100	諸支出金	2,817	2,817	0
延滞金	100	100	0	保険税還付金	2,550	2,550	0
第三者納付金	720	1,070	350	償還金	2	2	0
返納金	200	200	0	税還付加算金	260	260	0
健診受診者負担金	3,300	2,850	450	指定公費負担医療費返還金	5	5	0
指定公費負担金	30	30	0	予備費	10,000	10,000	0
合 計	2,525,670	2,466,133	59,537	合 計	2,525,670	2,466,133	59,537